

平成 28 年 第 3 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

# 提 案 理 由 説 明

( 追 加 分 )

○ 説 明 順

- 1 報 告 第 6 号 ~ 報 告 第 7 号 ( 降 壇 )
- 2 議 案 第 85 号 ~ 議 案 第 95 号 ( 降 壇 )

平 成 28 年 9 月 14 日 提 出

伊 佐 市 長

追加提案いたしました報告第6号及び報告第7号について説明申し上げます。

まず、報告第6号「平成27年度伊佐市健全化判断比率」について説明申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度決算における「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」について、監査委員の意見を付けてここに報告するものであります。

平成27年度決算における「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、赤字額がないことにより算定されませんでした。また、「実質公債費比率」は9.7パーセントと「早期健全化基準」を超えないものであり、「将来負担比率」については、償還に充当可能な財源が将来負担額を上回り算定されませんでしたので、健全な財政運営となっております。

次に報告第7号「平成27年度伊佐市資金不足比率」について説明申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度決算における各公営企業の資金不足比率に係る状況を、監査委員の意見を付けてここに報告するものであります。

平成27年度決算において、本市の公営企業である「水道事業会計」、「簡易水道事業特別会計」及び「農業集落排水事業特別会計」は、いずれも資金不足額を生じておらず、資金不足比率は算定されませんでした。

以上で報告2件の説明を終わります。

議案第85号から議案第95号までについて説明申し上げます。

まず、議案第85号「平成28年度伊佐市一般会計補正予算（第5号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、施設の維持補修に要する経費について所要の措置を講じたものであります。

補正の内容について歳出から順次説明申し上げます。

民生費につきましては、簡易水道事業特別会計繰入金に追加の措置を講じ、農林水産業費につきましては、共進地区築地<sup>ちきじ</sup>農業揚水ポンプの故障に伴う代替ポンプの設置に要する経費について、新たに措置しております。

これらの財源につきましては、財政調整基金繰入金に増額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179億9,984万3千円とするものであります。

次に、議案第86号「平成28年度伊佐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、富士地区簡易水道貯水槽ポンプの修繕に要する経費について、増額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万

1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,122万1千円とするものであります。

次に、議案第87号「伊佐市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第88号「平成27年度伊佐市一般会計歳入歳出決算認定について」

議案第89号「平成27年度伊佐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第90号「平成27年度伊佐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第91号「平成27年度伊佐市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第92号「平成27年度伊佐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第93号「平成27年度伊佐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第94号「平成27年度伊佐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第95号「平成27年度伊佐市水道事業会計決算認定について」

これら8件の議案につきましては、地方自治法第233条第3項又は地方公営企業法第30条第4項の規定により、それぞれの決算を「主要な施策の成果説明書」、「基金の運用状況」、監査委員の審査による「歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」を添えて、議会の認定に付するもので

あります。

以上、議案11件についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

————— 降 壇 —————